

教職員と児童・保護者との連絡手段にかかわる校内規定

浜中町立茶内小学校

1 教職員が、児童・保護者の電話番号等、連絡先の情報を取得する場合

- (1) 取得する情報は原則として次に限る。
 - ① 家の固定電話番号
 - ② 保護者の携帯電話番号

* やむを得ない事情で、その他の情報を得る必要がある場合は、校長が判断する。
- (2) 情報を取得する対象の範囲は原則として次に限る。
 - ① 担任する学級の児童の保護者
 - ② 担当するPTA役員並びに部員
 - ③ 担当する少年団（同好会）活動に所属する児童の保護者
- (3) 情報を取得する場合は、相手側に了解を得て「家庭環境調査」等を用いた簡便な方法で一斉に情報を取得することとし、個人的に情報を取得することはしない。

また、必ず管理職の許可を得る。
- (4) 児童・保護者のSNS等の登録は原則行わない。職務上必要な場合は管理職の許可を得る。

また、管理職は一覧を作成し管理する。

2 教職員が、児童・保護者に電話番号等、連絡先の情報を提供する場合

- (1) 提供する情報や対象は、上記1-(1)及び1-(2)に準ずる。
- (2) SNS等の登録については、上記1-(4)に準ずる。

3 取得した情報を用いて連絡する場合

- (1) 次の場合を原則とし、私的な連絡は行わない。
 - ① 児童の安全に係ること
 - ② 校務運営（学級経営上の諸問題、教育相談等を含む）に係ること
 - ③ PTA活動や少年団活動に係ること
- (2) 学校の固定電話または安心・安全メールを用いることを原則とする。

* 緊急性のある事案で、教職員が勤務していない時間帯の場合は、その限りではない。

4 その他

- (1) 保護者から、私的な（児童のことではない）相談があった場合は、学校において直接面談することとし、複数の教員で対応する。
- (2) 職員は、個人情報流出の可能性がある場合は、速やかに教頭に報告する。
- (3) 卒業、転校等で使用しなくなった児童生徒・保護者の電話番号等は速やかに削除する。
- (4) 本規程の内容については、必要に応じて適宜見直しを行う。

令和7年4月1日制定